

神弁発第4753号
2023年11月21日

各 位

神奈川県弁護士会

**神奈川県地域自殺対策強化交付金事業
「暮らしとこころの相談会」のご案内**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の業務にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会では、12月16日（土）に神奈川県地域自殺対策強化交付金事業として「暮らしとこころの相談会」を実施いたします。職場・家庭・借金などの生活相談やこころの相談に弁護士、精神保健福祉士、臨床心理士の三者が無料で対応いたします。

チラシを送付させていただきますので、関係各所や相談者への広報にご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

神奈川県弁護士会 担当事務：業務課第2係 松山
〒231-0021 横浜市中区日本大通9 Tel：045-211-7705



弁護士

精神保健福祉士

臨床心理士

暮らしとこころの相談会

2023年12月16日（土）13:00～17:00開催

「長時間労働でうつ病になった」

「暴力をふるう家族にビクビクしている」

「コロナ不況で生活が成り立たない」

「離婚した方が良いと分かっているが」

「相続で親族ともめて夜も眠れない」

次の一歩を踏み出す気力がない」

労働

離婚

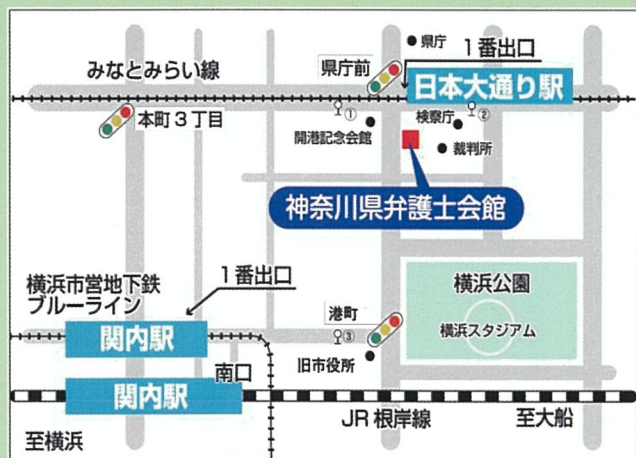
相続

借金

たらい回しにされない！

場所：神奈川県弁護士会館1階

申込み先・お問合せ先



ご予約・お問合せは、神奈川県弁護士会事務局へ

電話番号：045-211-7705

予約受付：2023年11月22日（水）～12月15日（金）の
平日9時～12時、13時～17時

※予約の際は、『暮らしとこころの相談会』予約希望」と
お伝えください。

※定員（先着12組）になり次第、受付を終了します。
定員に達しましたらホームページでご案内いたします。

※相談時間は1枠60分です。

※多くの方にご相談の機会を提供するため、本相談会を
以前にご利用いただいた方の再度の申込はご遠慮願います。
【ホームページ】

<https://www.kanaben.or.jp/news/event/2023/post-589.html>

〒231-0021 横浜市中区日本大通9

みなとみらい線日本大通り駅より徒歩1分

JR・横浜市営地下鉄関内駅より徒歩10分

